

東久留米市一般廃棄物処理基本計画 概要版

令和 4 年 3 月

東久留米市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画.....	1
第1節 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
第2節 ごみ・資源の処理状況.....	4
1 ごみ・資源物の状況.....	4
2 ごみ・資源物の排出量.....	5
3 資源化の実績.....	7
4 収集・運搬の状況.....	8
5 中間処理.....	9
6 ごみ処理経費の推移.....	10
7 家庭系ごみ有料化の導入.....	11
第3節 減量化・資源化目標.....	12
1 前回計画目標値との比較.....	12
2 目標値の設定.....	13
3 ごみ及び資源物の行政収集量の見通し.....	14
4 資源化量の見通し.....	15
第4節 ごみ処理基本計画.....	17
1 基本方針.....	17
2 主体別の行動指針.....	18
3 ごみ処理基本計画.....	21
第2章 生活排水処理基本計画.....	26
第1節 生活排水処理の体系.....	26
1 生活排水処理フロー.....	26
2 生活排水処理の現状.....	27
第2節 生活排水処理量の推計.....	29
第3節 生活排水処理計画.....	30
1 基本方針.....	30
2 計画目標.....	30
3 排出抑制計画.....	30
4 収集・運搬計画.....	30
5 中間処理・最終処分計画.....	30

第1章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

東久留米市（以下、「本市」という。）では、「東久留米市第5次長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）や「東久留米市第二次環境基本計画」の中で、ごみ減量化・資源化への意識醸成や減量・再利用・リサイクルを通じた資源循環の推進等が挙げられています。

廃棄物の処理に関しては、平成19年度に令和3年度までの15年間の長期計画として「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、平成28年度に改定を行い、これを指針として廃棄物の処理を進めてきました。平成29年度には前回計画における最重点課題であった、ごみ有料化の導入を行い、収集方法も小型家電を除くすべての品目について戸別収集としております。また、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の流行により、在宅勤務やテイクアウトの増加等、前回計画改定時から廃棄物の排出に影響を及ぼす可能性がある社会情勢の変化も起きています。

一方、国では、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示されたほか、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第四次循環基本計画」という。）が閣議決定されています。「第四次循環基本計画」では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロスを削減していくための対応等について述べられています。また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取り組みの推進も掲げています。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。さらに、令和元年10月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

以上のような状況を踏まえ、令和4年度から18年度までの15年間の長期計画として、新たに「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は、本市における一般廃棄物処理の実態を明らかにし、課題を把握したうえで、長期総合計画に掲げる将来像の実現のために、循環型社会の形成に向けた取り組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が連携してごみの減量化や資源化、適正処理を推進することを目的として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項及び「廃棄物処理法施行規則」第1条の3の規定に基づき策定するものになります。

本計画の位置づけを図1に示します。

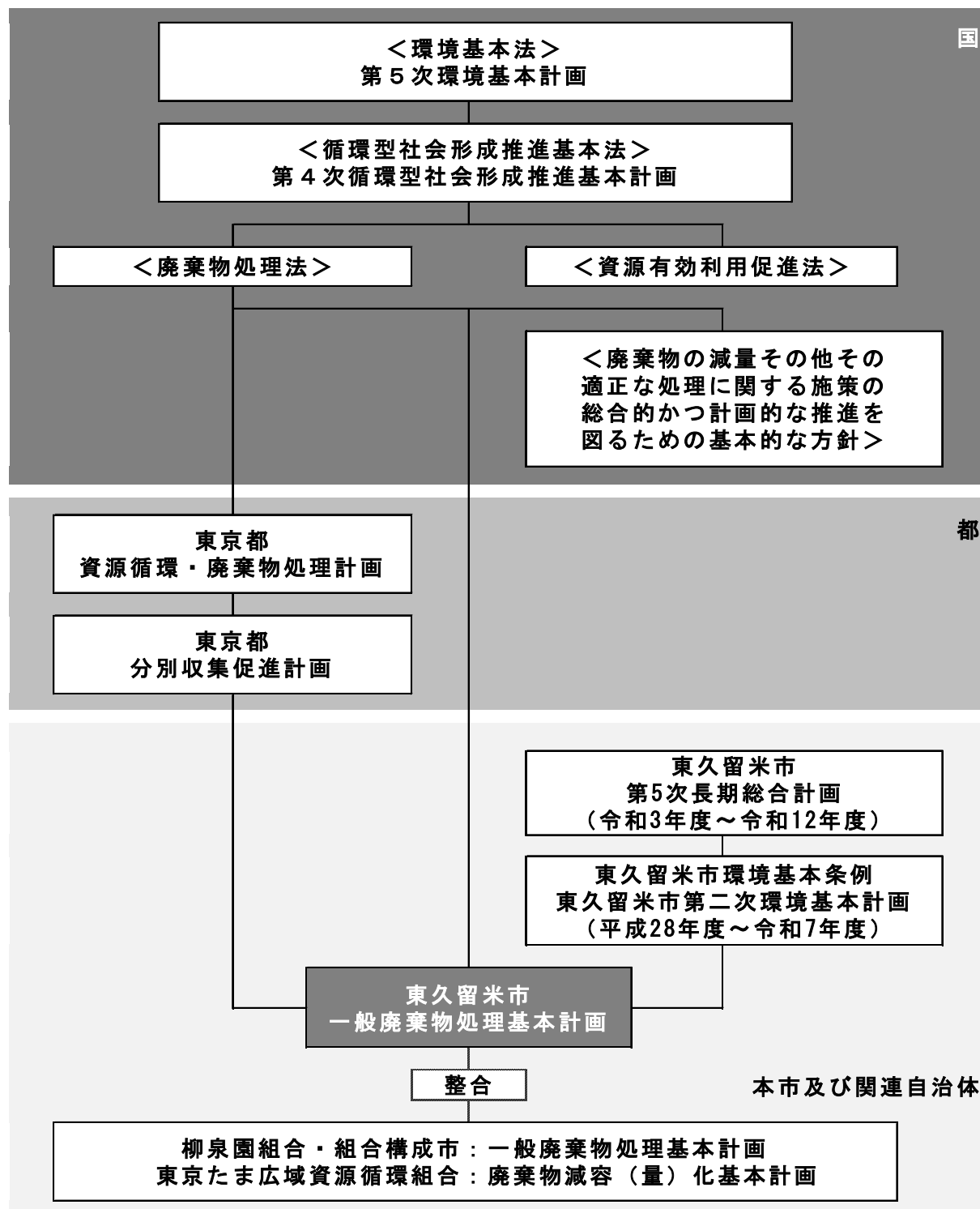


図1 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 4 年度を初年度とし、令和 18 年度を目標年度とする 15 年間とします。なお、計画は概ね 5 年ごとに改定するものとし、社会・経済情勢の大きな変化や国・都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果などについての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

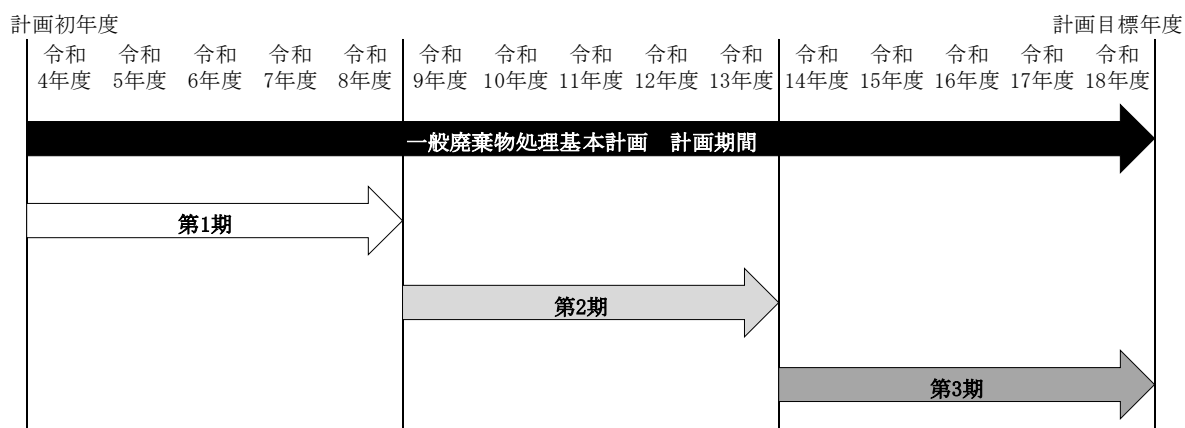


図2 計画の計画期間

1 ごみ・資源物の状況

The flowchart illustrates the waste management process in the Yamanashi region, starting from collection and moving through various processing and recycling stages.

Waste Collection and Initial Processing:

- 有害ごみ (Hazardous Waste):** Collected via 行政収集 (Administrative Collection) and sent to 保管 (Storage) and then to 処理委託業者 (Processing Contractor).
- 燃やせるごみ (Incinerable Waste):** Collected via 行政収集 (Administrative Collection) and 持込ごみ (Drop-off). Sent to 柳泉園 クリーンポート (焼却処理施設) (Yamanashi Garden Clean Port (Incineration Processing Facility)).
- 燃やせないごみ (Non-incinerable Waste):** Collected via 行政収集 (Administrative Collection) and 持込ごみ (Drop-off). Sent to 不燃・粗大ごみ 処理施設 (Non-incinerable/Bulky Waste Processing Facility).
- 粗大ごみ (Bulky Waste):** Collected via 行政収集 (Administrative Collection) and 持込ごみ (Drop-off). Sent to 不燃・粗大ごみ 処理施設 (Non-incinerable/Bulky Waste Processing Facility).

Resource Collection and Processing:

- 資源物 (Resources):** Collected via 行政収集 (Administrative Collection). These include:
 - ガラスびん (Glass Bottles)
 - 缶 (Cans)
 - ペットボトル (PET Bottles)
 - 紙類 (Paper)
 - 布類 (Clothing)
 - 小型家電 (Small Appliances)
 - 容器包装プラスチック (Container Packaging Plastic)
 - 剪定枝 (Pruning Branches)

Processing and Recycling:

- 柳泉園 組合 (Yamanashi Garden Association):** Receives waste from the incineration facility and sends it to 保管 (Storage).
- 柳泉園 クリーンポート (焼却処理施設) (Yamanashi Garden Clean Port (Incineration Processing Facility)):** Processes incinerable waste, sending 焼却残さ (Incineration Residue) to 東京たま広域資源循環組合 (セメント化) (Tokyo Tamagaki Regional Resource Circulation Association (Cementation)).
- 不燃・粗大ごみ 処理施設 (Non-incinerable/Bulky Waste Processing Facility):** Processes non-incinerable and bulky waste, sending 可燃残さ (Combustible Residue) to the incineration facility and 不燃残さ (Non-combustible Residue) to 資源再生業者 (ガス化溶融) (Resource Recovery (Gasification Melting)).
- リサイクル センター (Recycling Center):** Receives 夾雑物※ (Miscellaneous Matter※) from the incineration facility and 鉄分残さ (Iron Residue) from the non-combustible residue. It sends 回収鉄類 (Recovered Iron) and 資源物 (Resources) to 資源再生業者 (Resource Recovery).
- 資源再生業者 (Resource Recovery):** Receives 資源物 (Resources) from the recycling center and 金属類 (Metals) from the non-combustible residue.

Final Destinations:

- 資源再生業者 (Resource Recovery):** Receives 資源物 (Resources) from the recycling center and 金属類 (Metals) from the non-combustible residue.
- 資源再生業者 (Resource Recovery):** Receives 資源物 (Resources) from the non-combustible residue.
- 資源再生業者 (Resource Recovery):** Receives 資源物 (Resources) from the recycling center.

図3 ごみ・資源物の処理フロー

2 ごみ・資源物の排出量

(1) ごみ・資源物の排出量の実績

本市のごみ・資源物の排出量の推移を表1、図4に、行政収集と直接持込みの量の推移を図5に示します。ごみ・資源物の排出量は、平成28年度の29,752t/年から平成30年度の28,242t/年と減少していますが、それ以降は、令和2年度の30,287t/年と増加しています。そのうち、資源物の排出量については、平成28年度の6,092t/年から令和2年度の7,327t/年と増加しています。

表1 ごみ・資源物の排出量の推移

単位：t/年

区分／年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
ごみ・資源物	29,752	29,384	28,242	29,419	30,287
行政収集	24,794	24,069	22,412	22,891	24,057
燃やせるごみ	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493
燃やせないごみ	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089
粗大ごみ	77	93	95	96	109
資源物	6,092	6,768	6,750	6,900	7,327
有害ごみ	36	41	37	38	39
直接持込みごみ	4,958	5,315	5,830	6,528	6,230
燃やせるごみ	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929
うち事業系	4,777	5,091	5,524	6,153	5,710
燃やせないごみ	53	56	69	83	97
粗大ごみ	85	119	145	162	204
資源物	0	0	0	0	0
有害ごみ	0	0	0	0	0

ごみ・資源物
排出量（t/年）

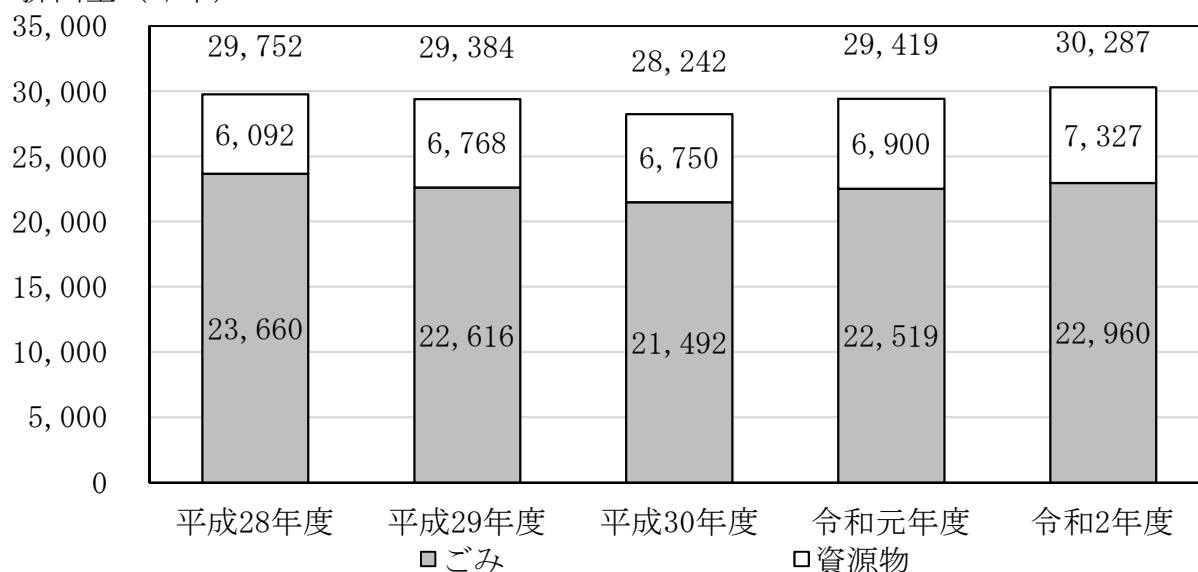


図4 ごみ・資源物の排出量の推移

ごみ・資源物
排出量 (t/年)

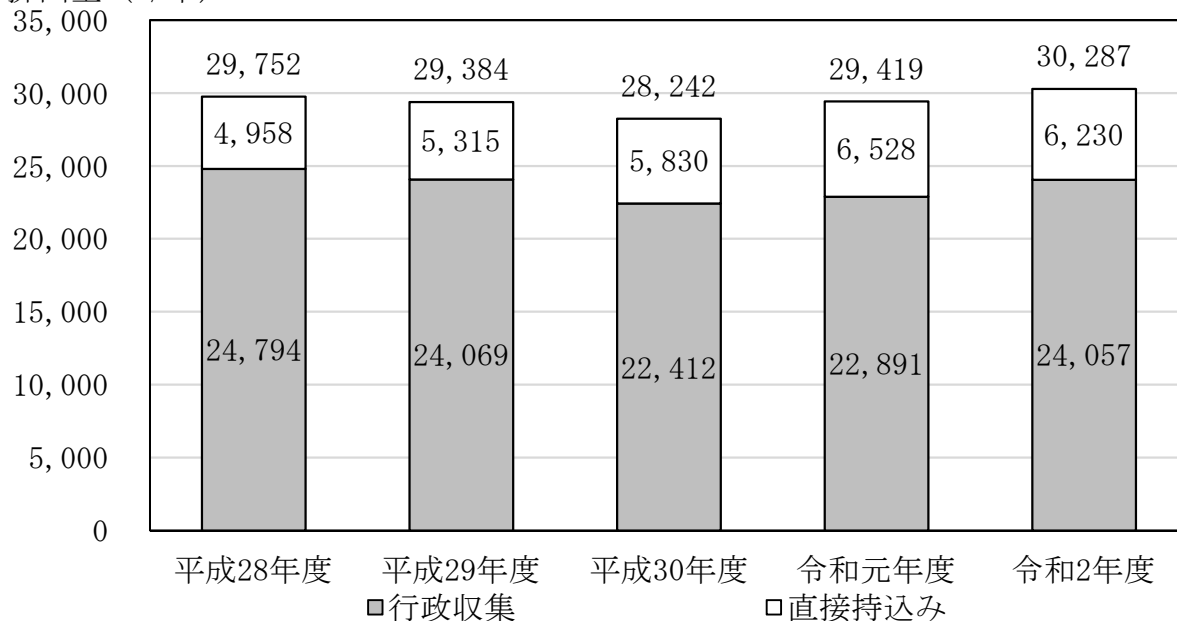


図5 行政収集と直接持込みの量の推移

(2) ごみ排出量原単位

本市の1人1日当たりのごみ排出量であるごみ排出量原単位の推移を図6に示します。本市の原単位は、平成28年度の580.59g/人・日から平成30年度の525.80g/人・日と減少傾向になっていましたが、令和2年度には563.52g/人・日と増加しています。増加の要因としては、令和元年度の消費税増税や令和2年度のコロナの影響等も考えられます。

ごみ排出量原単位 (g/人・日)

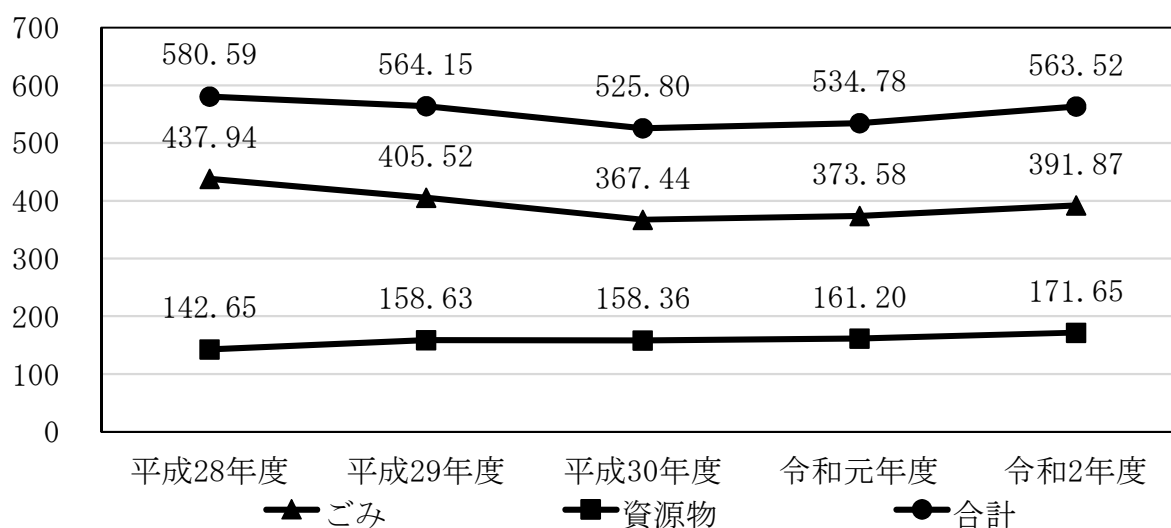


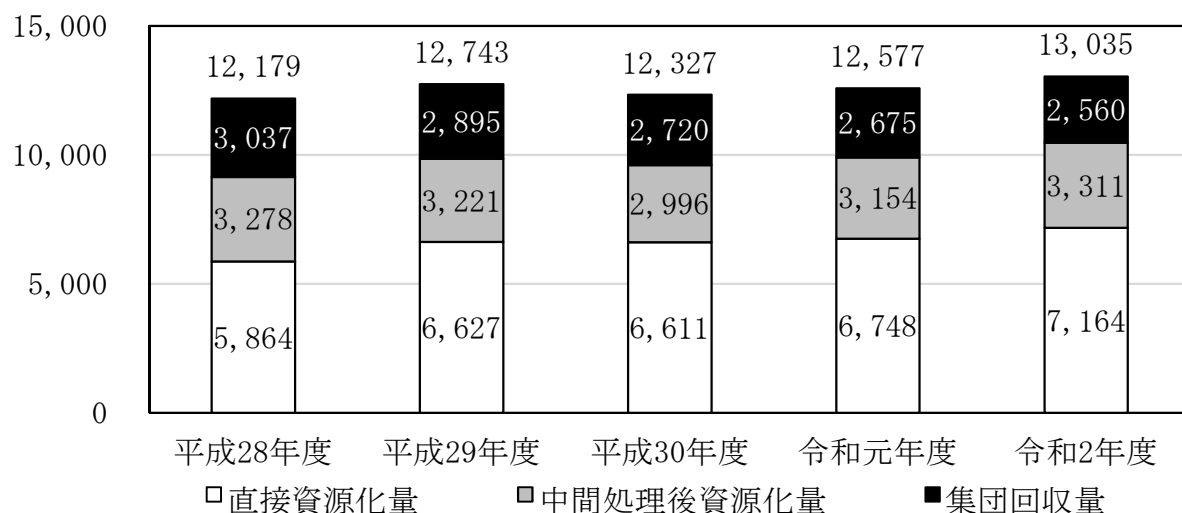
図6 ごみ・資源物の排出量原単位の推移

3 資源化の実績

(1) 資源回収量の推移

本市の資源回収量の推移を図7に示します。本市の総資源化量は、平成28年度の12,179t/年から、令和2年度の13,035t/年と増加しています。

資源回収量 (t/年)



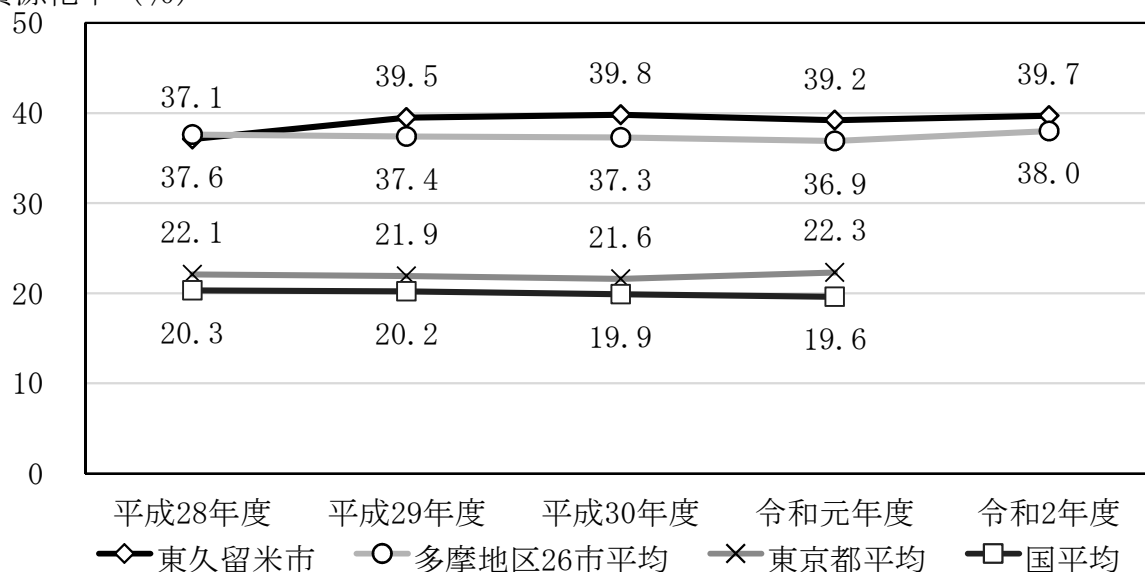
資料：多摩地域ごみ実態調査 2020（令和2）年度統計

図7 資源回収量の推移

(2) 資源化率の推移

本市の資源化率の推移を図8に示します。本市の資源化率は、平成28年度の37.1%から平成29年度の39.5%と増加していますが、それ以降は、令和2年度の39.7%まで、ほぼ横ばいで推移しています。本市の令和元年度の資源化率の39.2%は、国平均の19.6%を19.6%、東京都平均の22.3%を16.9%上回っています。

資源化率 (%)



資料：一般廃棄物処理実態調査 令和元年度（環境省）

多摩地域ごみ実態調査 2020（令和2）年度統計

図8 資源化率の推移

4 収集・運搬の状況

本市の収集・運搬体制を表2に示します。本市では、さらなるごみの減量化・資源化を推進していくため、平成29年7月から小型廃家電類を除く全ての収集品目で戸別収集を開始し、平成29年10月からは家庭ごみの有料化を導入しています。なお、家庭ごみの有料化による指定収集袋の料金を表3に示します

表2 収集・運搬体制

対象区分		収集頻度	収集方式
燃やせるごみ		週2回	戸別収集方式
燃やせないごみ		週1回	戸別収集方式
粗大ごみ		週1回	戸別収集方式
有害ごみ		週1回	戸別収集方式
資源物	リサイクル缶	週1回	戸別収集方式
	リサイクルびん	週2回	戸別収集方式
	古紙	週1回	戸別収集方式
	布類	週1回	戸別収集方式
	容器包装プラスチック	週1回	戸別収集方式
	ペットボトル	週1回	戸別収集方式
	牛乳などの紙パック	週1回	戸別収集方式
	剪定枝	週2回	戸別収集方式
	小型家電	—	拠点方式 (常設の回収ボックス)

表3 指定収集袋の料金

	1組(10枚)当たりの金額(円)				1L当たりの 金額 (円/L)
	5L (ミニ袋)	10L (小袋)	20L (中袋)	40L (大袋)	
燃やせるごみ	100円	200円	400円	800円	2円/L
燃やせないごみ	—	200円	400円	—	2円/L
容器包装プラスチック	—	100円	200円	400円	1円/L

5 中間処理

(1) 焼却処理量

本市の焼却処理量の推移を図 9 に示します。本市の焼却処理量は、平成 28 年度の 23,169t/年から平成 30 年度の 21,177t/年と減少していますが、それ以降は令和 2 年度にかけて 22,419t/年と増加しています。

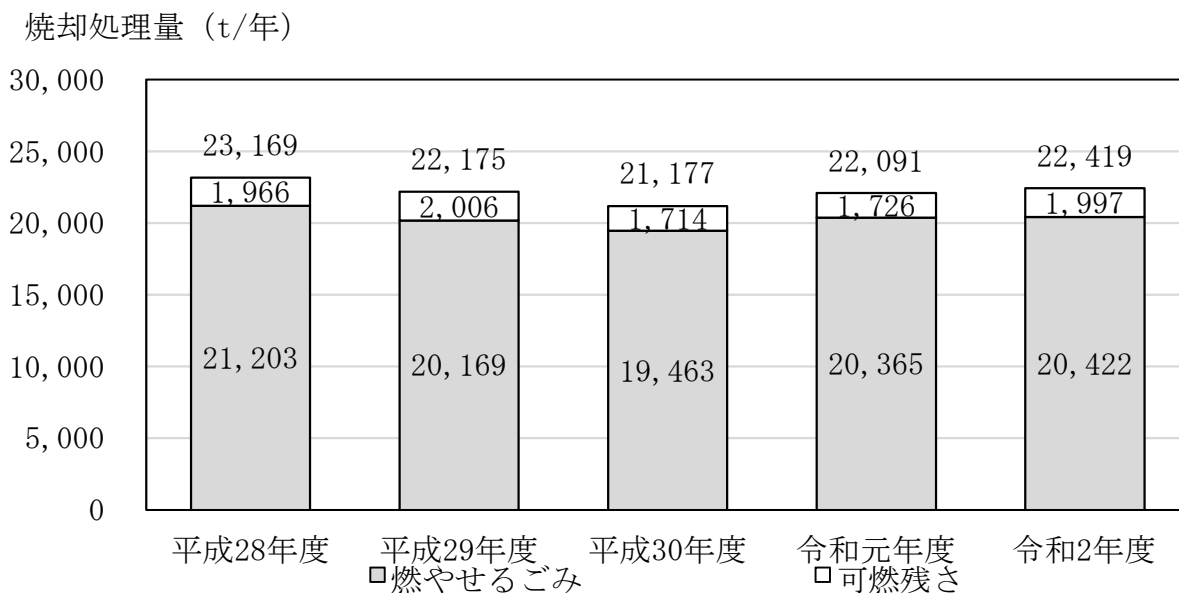


図9 焼却処理量の推移

(2) 燃やせないごみ・粗大ごみの処理量

本市の燃やせないごみ・粗大ごみの処理量の推移を図 10 に示します。本市の燃やせないごみ・粗大ごみの処理量は、平成 28 年度の 2,493t/年から平成 30 年度の 2,002t/年と減少していますが、それ以降は、令和 2 年度にかけて 2,506t/年と増加しています。

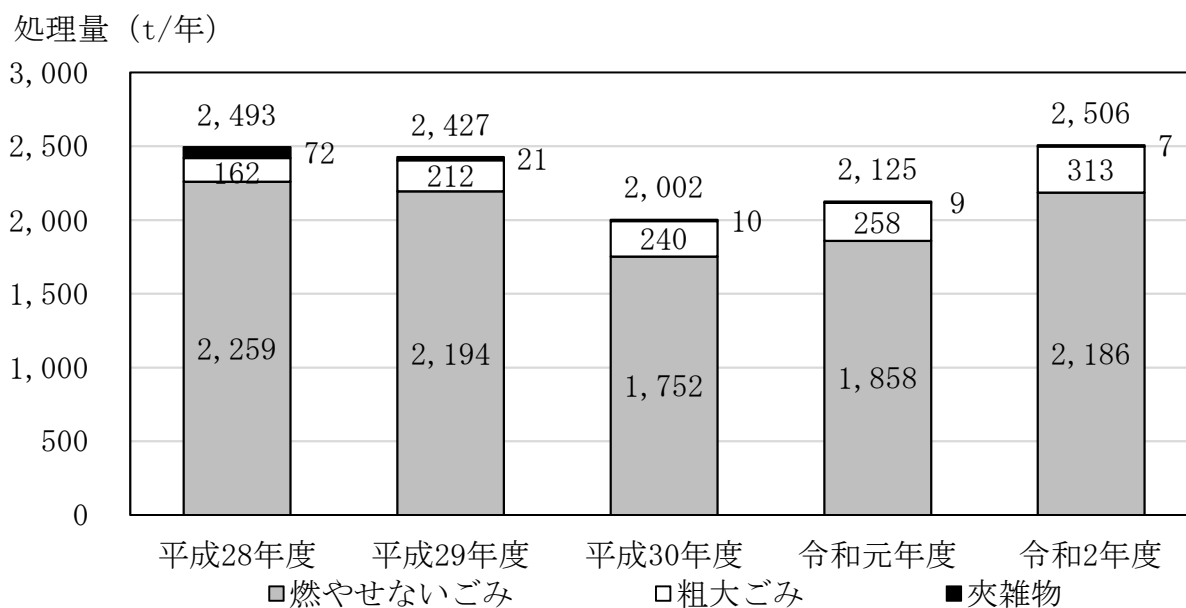


図10 燃やせないごみ・粗大ごみ処理量の推移

6 ごみ処理経費の推移

本市の財政におけるごみ処理経費は、清掃費に包括されます。清掃費の推移を表4に、令和2年度の清掃費の内訳を図11に示します。清掃費は清掃総務費、塵芥処理費、し尿処理費に大別され、清掃総務費には清掃事業に係る職員の人件費、中間処理を行う柳泉園組合の負担金、焼却残さ等のエコセメント化を行う東京たま広域資源循環組合の負担金などが含まれ、塵芥処理費には収集運搬委託料などが含まれます。

一般会計に占める清掃費の割合は、概ね5%前後で推移しています。

市民1人当たりのごみ処理経費は、平成28年度の16,771円/人から令和2年度の15,519円/人に1,252円/人減少しています。

表4 清掃費の推移

(単位：円、円/人、円/世帯)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
一般会計	39,167,433,203	40,065,641,756	41,305,500,848	42,333,073,341	57,026,640,381
清掃費	清掃総務費	1,136,584,278	1,142,409,851	958,193,078	908,463,150
	塵芥処理費	822,786,237	928,387,070	973,309,556	997,528,357
	し尿処理費	2,826,144	2,813,184	2,790,288	3,000,100
	計	1,962,196,659	2,073,610,105	1,934,292,922	1,908,991,607
一般会計に占める 割合(%)	5.0%	5.2%	4.7%	4.5%	3.2%
人口(人)	117,000	116,889	116,779	116,952	116,961
世帯数(世帯)	53,190	53,641	54,114	54,750	55,313
市民1人 当たり	一般会計	334,764	342,767	353,707	361,970
	清掃費	16,771	17,740	16,564	16,323
1世帯 当たり	一般会計	736,368	746,922	763,305	773,207
	清掃費	36,890	38,657	35,745	34,867

※ 人口、世帯数は各年度10月1日現在の値です。

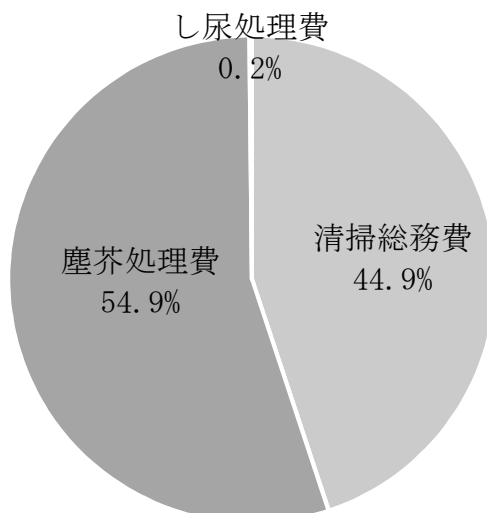


図11 清掃費の内訳（令和2年度）

7 家庭系ごみ有料化の導入

家庭系ごみの有料化については、平成 29 年 10 月から、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「容器包装プラスチック」の 3 品目の指定収集袋による有料化を実施しました。

指定収集袋を用いて排出されている燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの行政収集量の推移を図 12 に示します。

行政収集量
(t/年)

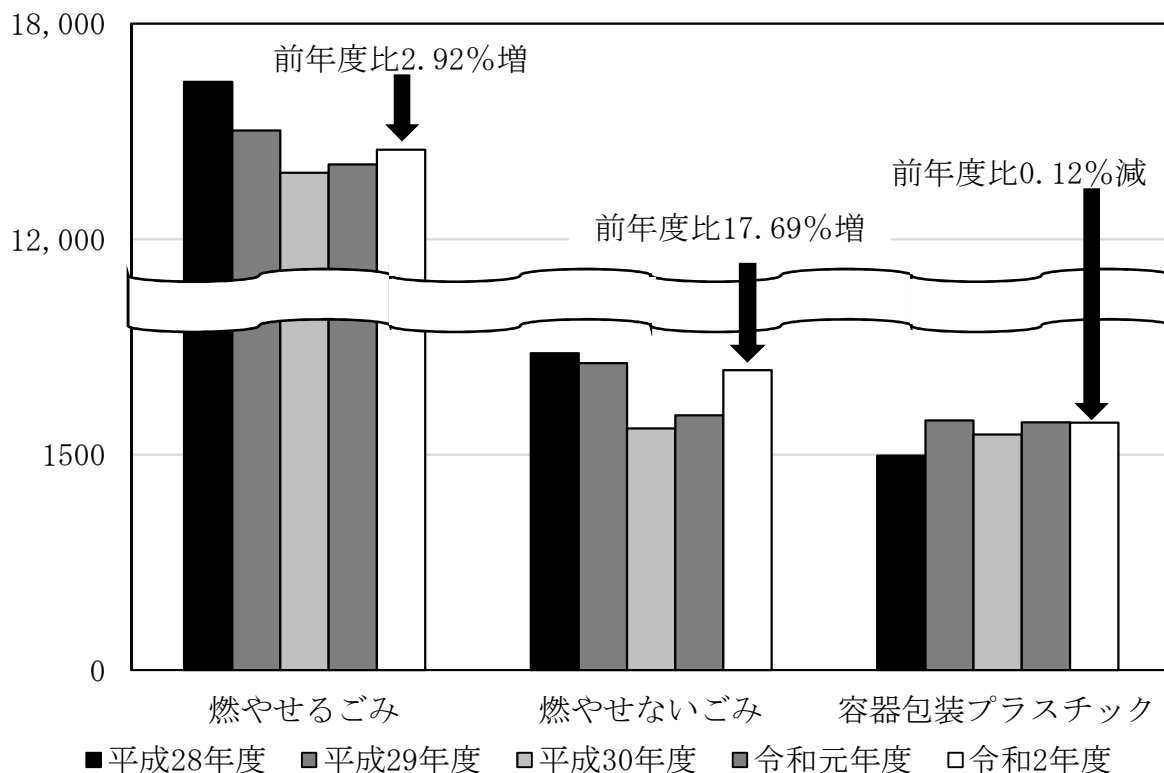


図12 燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの行政収集量の推移

第3節 減量化・資源化目標

1 前回計画目標値との比較

平成 19 年 3 月に策定し、平成 29 年 5 月に一部見直しを行った「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」では、減量化・資源化の進行を図るために、令和 3 年度の目標指標を以下のように設定しました。

【目標指標】

- ① 家庭ごみ原単位＝（燃やせるごみ＋燃やせないごみ＋粗大ごみ＋有害ごみ＋資源物）

家庭から排出される、1 人 1 日あたりの平均ごみ量（g/人・日）。

- ② ごみ排出量＝（生活ごみ※（行政収集）＋資源物（行政収集））

※平成 29 年 5 月に一部見直しされている「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」では家庭ごみと記されておりますが、本計画では家庭から出る生活ごみと資源物の合計を家庭ごみと定義しております。

家庭から排出されるごみ・資源物の総量。

- ③ ごみ原単位＝（総ごみ・資源量＋集団回収量）

- ④ 資源化率＝資源物※/（資源物※＋ごみ排出量）

※④での資源物の定義は下記のとおりです。

資源物＝（直接資源化＋中間処理後資源化＋集団回収）

総排出量に占める資源物の割合。資源化の進捗状況を測る指標。（％）

前回計画で定めた目標値との比較を表 5 に示します。

表5 前回目標値との比較

	単位	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 2 年度 実績	令和 3 年度 目標値
家庭ごみ原単位	g/人・日	581	526	563	505
ごみ排出量	t/年	24,794	22,412	24,057	21,325
ごみ原単位	g/人・日	769	726	769	687
資源化率	％	37.6	39.8	39.7	42.1

※ 目標値については、平成 25 年度に有料化を実施した場合として定めた目標値です。
有料化は平成 29 年度に導入しています。

※ 各年度 10 月 1 日時点の人口と年間日数を用いて原単位を算出しています。

※ 端数調整等の都合上、多摩地域ごみ実態調査と一致しない場合があります。

2 目標値の設定

本計画の目標値は、本計画の目標年度である令和 18 年度時点で、前回計画の目標であった家庭ごみ原単位 505g/人・日、ごみ排出量原単位 687g/人・日を達成することを目指します。

本計画で参考とする目標指標を表 6 に示します。

表6 参考とする目標指標

	単位	令和 7 年度	令和 18 年度	備考
焼却残さ量	t/年	2,530	－	令和元年度に対して 6%削減※
家庭ごみ原単位	g/人・日	－	505	前回計画の目標値を維持
ごみ原単位	g/人・日	－	687	前回計画の目標値を維持

※ 「第 6 次廃棄物減容（量）化基本計画」の焼却残さ量の削減率の目標を参考に、以下の式によりごみ排出量の目標値を設定しています。

$$2,692 \text{ (令和元年度の焼却残さ量 (t/年))} \times (1-0.06 \text{ (目標削減率)})$$

本計画の長期目標を表 7 に示すように設定します。なお、本計画は概ね 5 年ごとに見直しを行いますので、見直しの際に目標についても必要があれば見直します。

表7 本計画の長期目標

	単位	令和 2 年度 実績値	令和 18 年度 目標値	備考
総ごみ・資源物排出量※ ¹	t/年	32,847	27,122	約 5,725t 削減 約 17%削減
ごみ排出量※ ²	t/年	24,057	20,034	約 4,023t 削減 約 17%削減
家庭ごみ原単位	g/人・日	563	505	約 58g 削減 約 10%削減
ごみ原単位	g/人・日	769	687※ ³	約 86g 削減 約 11%削減
焼却残さ量	t/年	2,781	2,277	約 504t 削減 約 18%削減
資源化率	%	39.7	40.1	約 0.5 増加

※¹ 集団回収量や直接持込み、事業系ごみも含めた排出される全てのごみ・資源物の総排出量を示します。

※² 家庭から排出される行政収集ごみ・資源物の排出量を示します。

※³ 参考とする目標指標を目標値としますが、総ごみ・資源物排出量を達成するためには、推計上 683g/人・日まで削減する必要があります。

3 ごみ及び資源物の行政収集量の見通し

現状の傾向が続いた場合と施策の効果があり、目標を達成できる場合のごみ及び資源物の行政収集量の見通しを図 13 に示します。

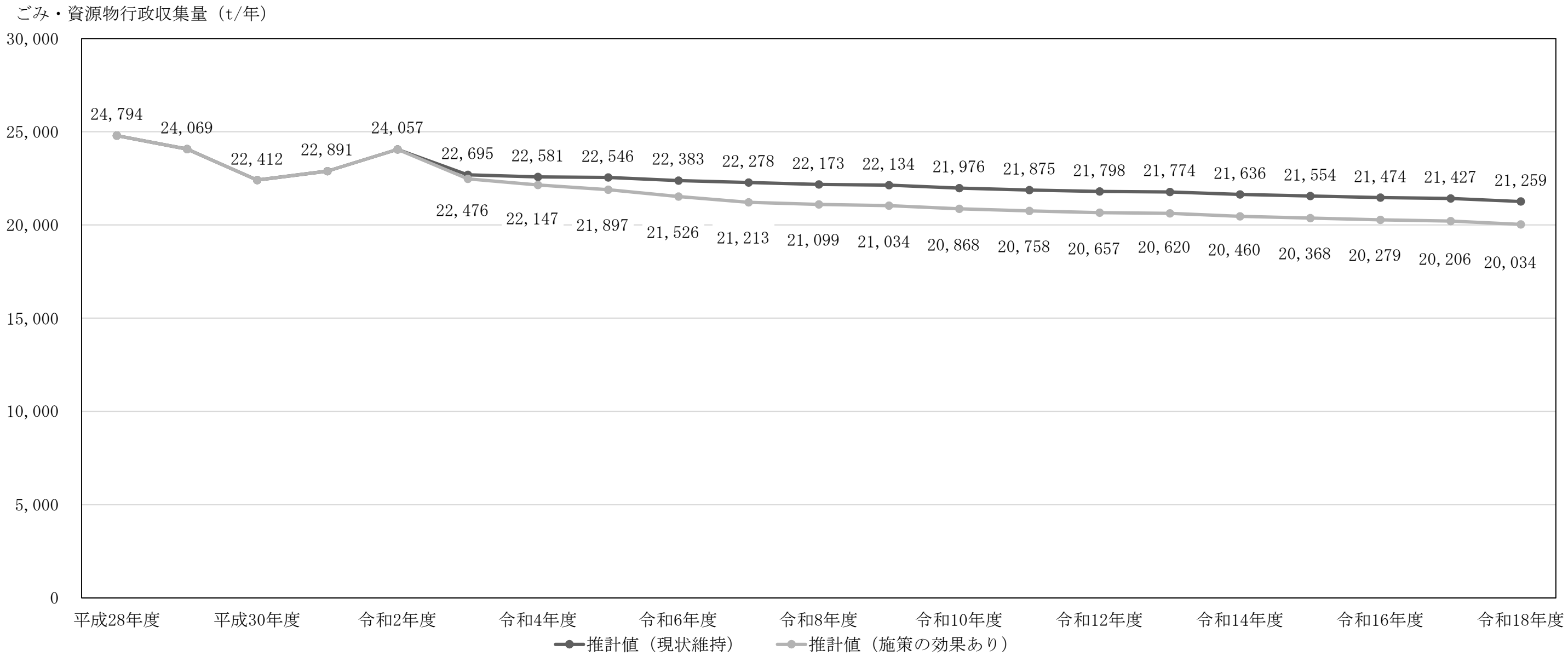


図13 ごみ及び資源物の行政収集量の見通し

4 資源化量の見通し

現状維持もしくは施策の効果があった場合の資源化量の見通しを図 14、図 15 に示します。

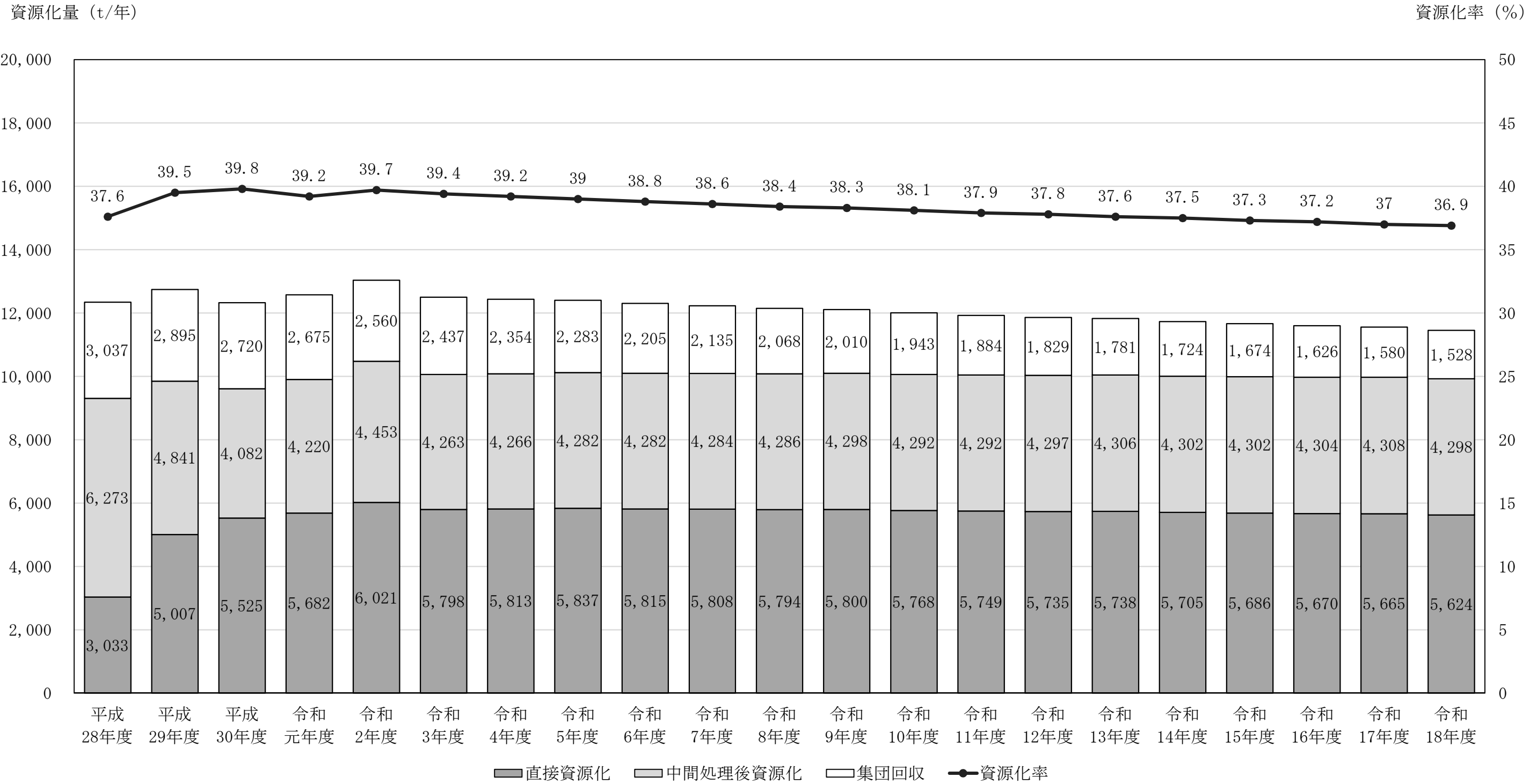


図14 資源化量の見通し（現状維持）

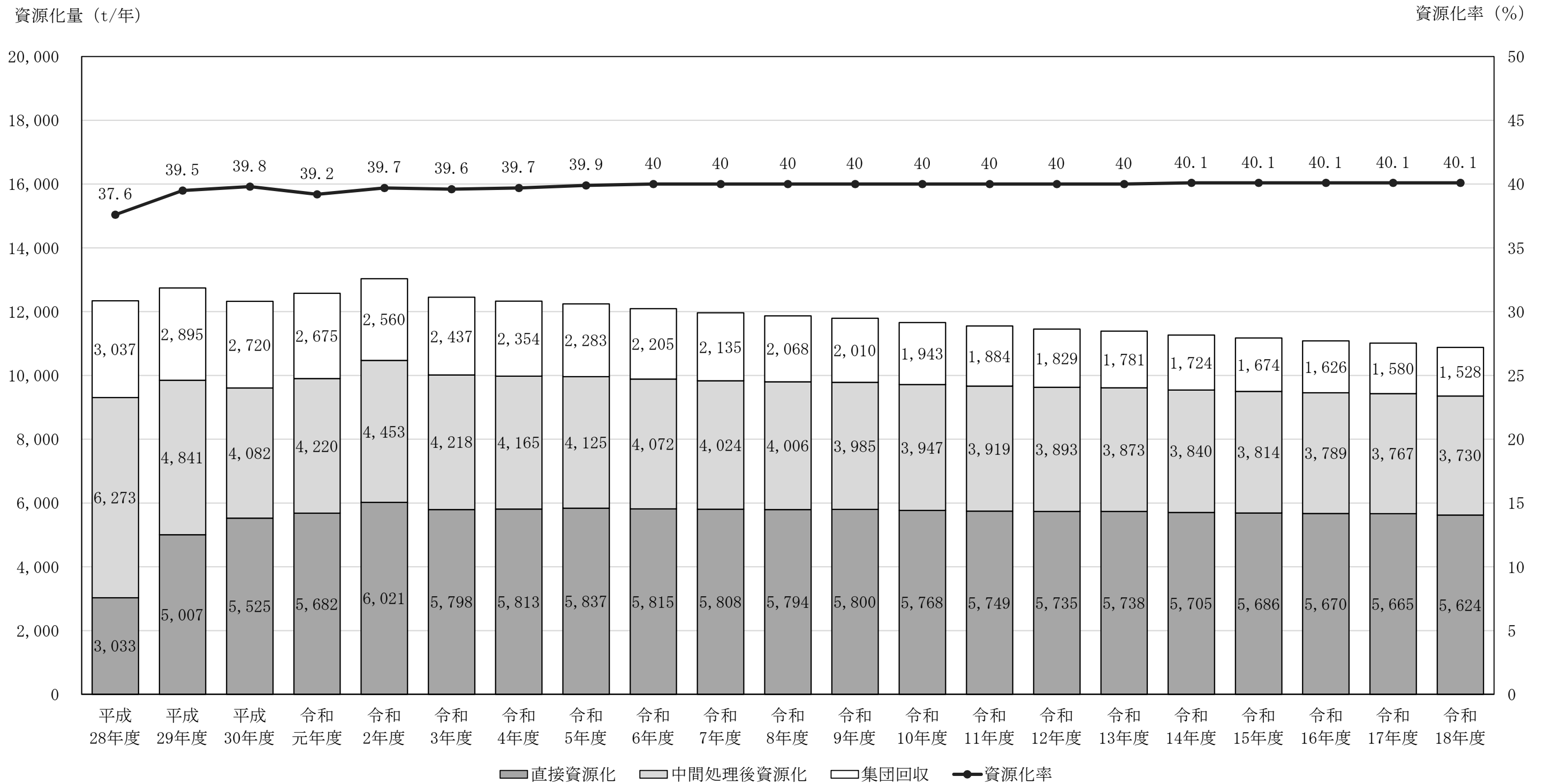


図15 資源化量の見通し（施策の効果あり）

第4節 ごみ処理基本計画

1 基本方針

本市では、次の基本方針に基づき、ごみの発生抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指します。

基本方針	内容
3R から適正処理へ、 優先順位に基づく処理の推進	● 優先順位が高いにもかかわらず、取り組みの遅れている発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)を強化、推進することで廃棄物の発生量を抑制します。 ● 排出される廃棄物のうち、再生利用(マテリアルリサイクル)可能なものは、分別収集することで資源化を図ります。 ● 再生利用できないものについては焼却による熱回収(サーマルリサイクル)を行うことで、循環的利用を徹底します。
ごみから資源への意識の転換	● 不用物を廃棄物としてとらえるのではなく、不用物をまず再使用、再生利用できる資源として考える意識改革を推進します。 ● 「不用となったら処分するごみ」ではなく、「不用となってもまだ利用できる資源」とする考え方を、市民や事業者に浸透させることで、ごみの減量化、再資源化を推進します。
パートナーシップの構築と それぞれの主体的実践の促進	● 市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図っていきます。 ● 3 者がそれぞれ主体的に取り組む内容を明確にし、実践していく仕組みづくりを推進します。 ● 不法投棄防止、ポイ捨て防止、資源の持ち去り防止のため、3 者が協力して取り組みます。

2 主体別の行動指針

基本方針に基づき、市民・事業者・行政それぞれが自らの役割と責任で主体的に取り組んでいく内容を次に示します。

(1) ごみ排出量の抑制

市民の取り組み

- 生ごみはしっかり絞って水をよくきり、ごみの量を減らす。
- 残菜が出ないような調理の工夫をする。
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理する。
- マイバックを持参し、レジ袋等をもらわない。
- 過剰包装を断り、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を購入する。
- 市の生ごみ処理機器補助制度や段ボールコンポストを活用し、生ごみの減量を進める。
- ラップ類を使わない。
- 資源物の分別排出に努める。

事業者の取り組み

- 事業活動に伴って発生するごみに関する実態の把握と発生の抑制を進める。
- ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理する。
- マイバックの持参を消費者に呼びかける。
- 梱包・包装の簡素化を進め、詰め替え製品等、ごみになりにくい製品を開発する。
- 生ごみを有効に活用できる手法を検討する。

行政の取り組み

- ごみの減量化のため、庁舎内も含めごみの発生を抑制する。
- ごみの分け方・出し方についての情報提供の充実、ごみ問題に関して興味関心を持てる機会を提供する。
- 生ごみ減量化処理機器の購入助成制度や段ボールコンポストの活用を広く周知し、生ごみの減量を推進する。
- 食品ロスの削減対策を検討する。

(2) リサイクルの推進

市民の取り組み

- ごみ減量化・資源化協力店を利用する。
- リサイクル製品を購入する。
- 資源物集団回収事業に参加をする。
- グリーン購入を進める。
- 資源化に関する情報等を活用する。
- 不用品の交換や譲渡などリユースを推進する。

事業者の取り組み

- 事業所におけるごみの資源化に努める。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用に努める。
- ごみ減量化・資源化協力店に参加・協力する。
- リサイクルしやすい製品の製造や販売に努める。
- グリーン購入を進める。
- 資源化に関する情報等を活用する。
- 事業者間でリサイクルの連携体制を整備する。

行政の取り組み

- 庁舎内における廃棄文書の再生利用等、資源化を進める。
- 工事に伴う建設発生資材等の有効利用を促進する。
- ごみ減量化・資源化協力店への協力を呼びかける。
- 資源物回収事業を広く周知し、自発的なリサイクルシステムを促進する。
- グリーン購入を率先して行う。
- 東京たま広域資源循環組合と連携して、エコセメント事業を推進する。
- 生ごみ減量化処理機器や学校給食から排出される残さ物について、有効利用できる方法を研究する。
- 剪定枝や落ち葉等は、腐葉土や堆肥としてリサイクルされる仕組み作りを検討する。

※ グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することを示します。

(3) パートナーシップの構築

市民の取り組み

- ごみのポイ捨てやタバコのポイ捨てをしない。
- 地域ぐるみで不法投棄を監視する等、不法投棄の防止に努める。
- ポイ捨て防止等の推進活動に協力する。
- 不法投棄・ポイ捨てに関する情報を市に提供する。
- 資源持ち去りに関する情報を市に提供する。

事業者の取り組み

- 所有地を適正に管理する等、不法投棄を防止する。
- 事業系廃棄物を適正に処理する。
- ポイ捨て防止等の推進活動に協力する。
- 不法投棄、ポイ捨てに関する情報を市に提供する。
- 資源持ち去りに関する情報を市に提供する。

行政の取り組み

- 不法投棄、ポイ捨てさせない仕組みづくりを進め、市民・事業者の活動を支援する。
- 不法投棄やポイ捨て防止に向けたイベント等を開催し、市民・事業者への普及活動を図る。
- 資源持ち去り防止に取り組む。

3 ごみ処理基本計画

(1) ごみ排出抑制計画

循環型社会の形成に向けて、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、廃棄物の発生自体を抑制し、発生させないことが最も効果的です。

家庭ごみ有料化の導入による効果の検証

- 有料化導入による効果の検証
 - ・ 有料化導入について、毎年度ごみ排出量や資源化率等の点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた検証を、一般廃棄物処理基本計画の見直しと併せて行います。
 - ・ 平成 28 年度のごみ有料化導入前に比べて、ごみ排出量原単位は減少しており、ごみ有料化導入の効果が出ていると考えられるため、今後も引き続きごみ有料化を継続していきます。

生ごみの減量化・資源化

- 排出源での生ごみの減量化の推進
 - ・ 家庭での生ごみの減量策（水切りなど）の普及・徹底を図っていきます。
 - ・ 生ごみを発生する事業所に対して、自らの責任において減量化や再資源化に取り組むよう指導します。
- 生ごみ処理機器購入助成金制度の維持・充実
 - ・ 制度を維持し、より一層の周知を図ることで家庭内での生ごみの処理を推進します。
 - ・ 助成家庭での処理機の利用状況・稼働状況を把握して制度の効果を検証し、必要に応じて制度の充実・改善を図ります。
 - ・ 比較的取り組みやすい、段ボールコンポストの普及を強化し家庭内での生ごみ処理を推進します。

食品ロスの削減

- 食品ロス削減の推進
 - ・ 市民に消費期限と賞味期限の違いを理解していただき、買いすぎの防止や調理による廃棄の抑制などの周知を図り、食品ロスの削減を図っていきます。
 - ・ 料理レシピサイトや全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などの情報を発信し、食材を無駄にしないレシピの紹介し、食品ロスの削減を図っていきます。
 - ・ アフターコロナの社会を見据え、宴会時の食べ残しを減らすため、「30・10 運動」を実施し、食品ロスの削減を図ります。
 - ・ 全国で行われているフードドライブ活動の事例等について調査・研究します。

プラスチックごみの発生抑制、資源循環の推進

- プラスチックごみの発生抑制の推進
 - ・ レジ袋の有料化に伴うマイバック運動の促進等により、プラスチックごみの発生抑制の維持を図ります。
 - ・ 製品やレジ袋について、石油プラスチックから環境にやさしいバイオマスプラスチックへの転換を図ることが可能か調査・研究します。
- 資源循環の推進
 - ・ 容器包装プラスチックの分別収集の徹底を図ります。
 - ・ プラスチック資源循環戦略に基づき、プラスチック資源の回収やリサイクルの拡大等については、今後の国の動向に注視します。

啓発活動等の強化

- 各種媒体を活用したリサイクル・清掃情報の積極的な公開
 - ・ 市広報、ホームページでの掲載を継続します。
 - ・ スマートフォン向けのアプリの有効活用や啓発手法を調査・研究します。
 - ・ 環境やごみ処理に関心の薄い市民を取り込むため、あらゆる機会（イベント等）を活用して、ごみ減量やリサイクル推進への関心を引き付けます。
 - ・ 人や社会、環境、地域に配慮したエシカル消費の認定マーク（エコマーク等）の普及啓発や市広報、ホームページでの情報提供により、エシカル消費の促進を検討します。
 - ・ SDGs の目標の周知を図り、ごみ減量の目的の理解を促進します。
- 環境学習事業の実施
 - ・ コロナの状況を鑑みつつ、幼稚園、小学校での環境学習事業を実施します。
 - ・ 子供から大人まで継続的な環境学習の場を、家庭や学校、地域等を含む、関係機関・関係部署とも協働・連携しながら調査・研究していきます。

事業系ごみの排出抑制・資源化への指導強化

- 市条例（東久留米市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例）に基づく、多量排出事業者への指導
 - ・ 廃棄物処理量が 30kg/日以上 の事業者に対して、減量化計画の提出指導を行うとともに、実施状況の確認を行います。
 - ・ 延床面積 3,000m² 以上の事業用大規模建築物の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任と減量化・再利用計画の提出を求めるとともに、提出された計画書の実施による効果を確認します。

発生抑制促進のための要請

- 国や東京都への要請
 - ・ 拡大生産者責任の観点から、実効性のある制度の新設や関連法の整備などの措置を、市長会など様々な場を活用して、国や東京都に対して要請していきます。
- 市内事業者への要請
 - ・ 企業の CSR の観点から、市内の販売店や小売店などに商品包装材の削減、卸売店や製造業者へは流通段階での梱包材の削減などを要請していきます。

(2) 分別排出計画

資源分別の徹底

- 戸別収集に伴う直接指導の実施
 - ・ 戸別収集の実施に伴い、排出量が特定されることから、分別の不十分な排出者に対して直接指導を行うことにより、分別の徹底を図ります。
- リサイクルできる紙類の周知
 - ・ 燃やせるごみへの混入が多く見られる、紙箱、包装紙、チラシ、封筒などのリサイクルできる紙類の周知を強化し、分別の徹底を図ります。

資源集団回収事業の促進

- 資源集団回収事業に関する PR 活動の展開
 - ・ 資源集団回収活動に関し、市報やホームページを通じて周知を図っていくとともに、活動状況や回収実績を報告することで、活動の活性化を図ります。
- 集団回収活動に対する報奨制度の継続実施
 - ・ 集団回収活動を実施する団体等に対して、回収量に応じた報奨金の交付を行う報奨制度を継続実施します。
- 集団回収活動団体の新規発掘
 - ・ 新たに集合住宅への働きかけを行うなど、新規団体の発掘を強化します。

新たな分別品目の研究や資源化等の拡充

- 新たな分別品目の研究や資源化等の拡充の検討
 - ・ 新たに分別をすることで資源化等につながる品目がないか他市の事例や国の動向を踏まえ、調査・研究します。

(3) 収集・運搬計画

戸別収集の実施

- 柔軟な収集・運搬体制の形成
 - ・ より大きな減量効果や資源分別効果が得られるよう、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物の収集・運搬体制の実施状況を確認、評価し必要に応じて見直します。
- 高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の試行実施
 - ・ 事業の対象となる世帯は、事前にご用意いただくごみ収集容器（ポリバケツ等）に、決められた収集曜日や時間にかかわらずごみや資源物を出すことができます。

排出ルール順守の働きかけ

- 戸別収集の導入による直接指導の実施
 - ・ 戸別収集により、排出者の特定が容易になることから、直接指導によりルールの遵守を働きかけます。
- 集合住宅への指導の強化
 - ・ 集合住宅の管理組合や理事会等を通じて、集合住宅の住民に対するルールの遵守を働きかけます。
- 小型充電式電池やスプレー缶の分別徹底
 - ・ 収集運搬車両やごみ処理施設での火災の原因となる小型充電式電池（ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池等）やスプレー缶について、分別を徹底するように周知を図ります。
 - ・ 小型充電式電池の回収方法について、周知・啓発の強化を図ります。
- 広報やパンフレット等の活用による周知の継続
 - ・ 広報やパンフレット等による分別協力や、排出ルールの徹底に向けた働きかけを継続していきます。

(4) 中間処理、最終処分計画

柳泉園組合における共同処理の継続

- 中間処理における適正な共同処理の継続
 - ・ 清瀬市、西東京市、柳泉園組合と連携し、安全かつ適正な共同処理の継続を図ります。
- 柳泉園クリーンポート（ごみ焼却処理施設）の施設整備計画
 - ・ 稼動から 20 年が経過した柳泉園クリーンポートの運営、管理に関しては、平成 28 年度に発注した「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」に基づき、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営、維持管理を行うことを基本と考えます。

不燃残さの資源化の継続

- 不燃残さの資源化
 - ・ 柳泉園組合の中間処理施設から排出される不燃残さについては、再資源化事業を継続することを基本と考えます。

災害時の対策について

- 災害廃棄物処理計画の策定
 - ・ 災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、災害廃棄物処理計画を策定します。
- 関係自治体・関係団体との連携強化
 - ・ 東久留米市地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生前から清瀬市、西東京市、柳泉園組合等や廃棄物処理業者等と、災害廃棄物処理に係わる協定の締結に向けて協議等を行い、連携の強化を図ります。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の体系

1 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理フローを図16に示します。また、各処理主体を表8に示します。

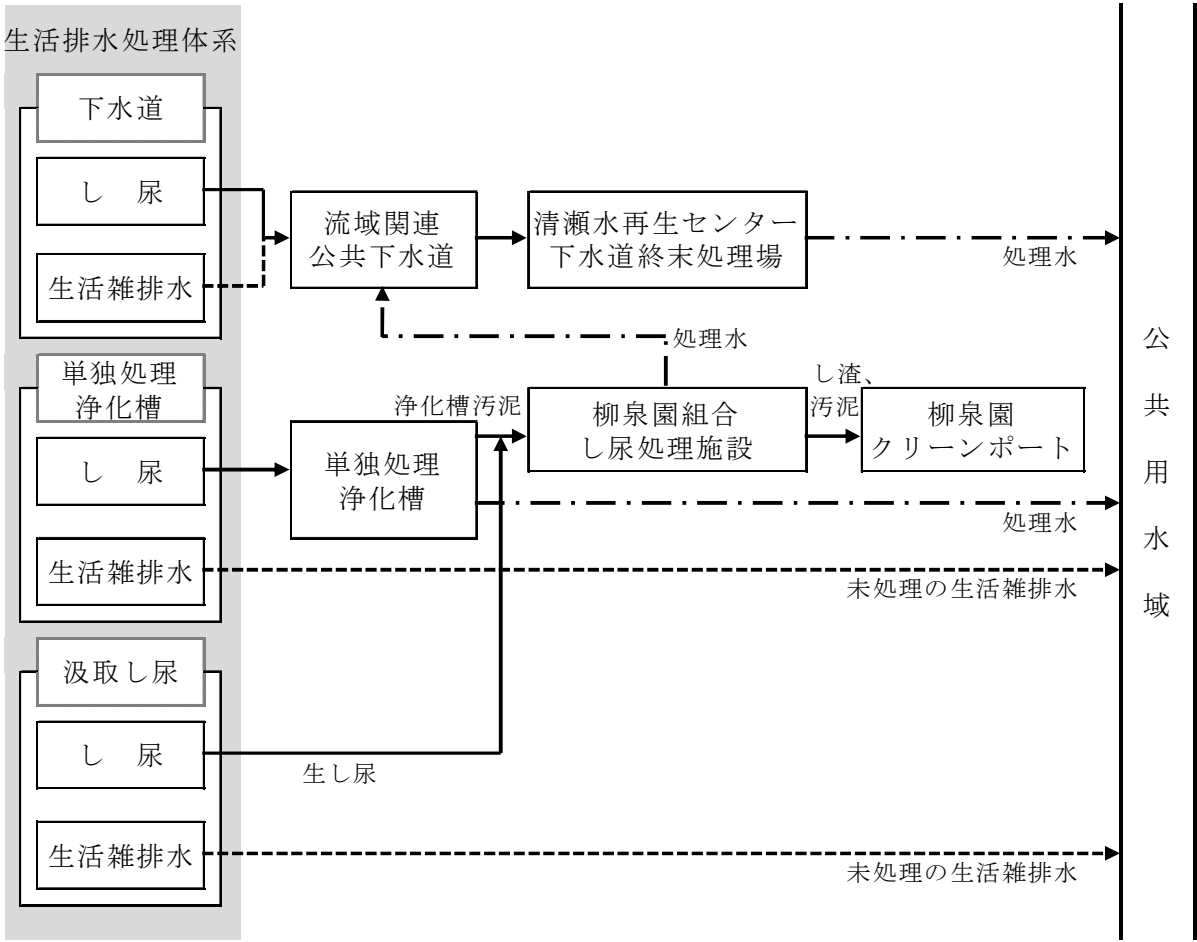


図16 生活排水処理フロー

表8 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	東京都
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	汲取し尿、浄化槽汚泥	柳泉園組合

2 生活排水処理の現状

(1) 下水道水洗化率

本市における下水道水洗化率を表9に示します。

下水道水洗化率は約100%で推移しており、本市域内ではほぼ全域に下水道が普及しています。なお、水洗化人口は実際に下水道に接続されている人口であり、下水道水洗化率は、実際に接続されている割合になります。

表9 下水道水洗化率

(各年度3月末人口)

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
行政区域人口	人	116,897	116,869	116,719	116,807	117,020
処理区域内人口	人	116,897	116,869	116,719	116,807	117,020
水洗化人口	人	116,362	116,379	116,284	116,445	116,676
下水道水洗化率	%	99.5	99.6	99.6	99.7	99.7

(2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を表10に示します。

表10 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

	搬入量				1日当たり搬入量 (365日平均)	
	し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入量 kL/日	搬入率 %
		搬入量 kL/年	混入率 %			
平成28年度	171	112	39.6	283	0.8	2.3
平成29年度	168	101	37.5	269	0.7	2.0
平成30年度	153	109	41.6	262	0.7	2.0
令和元年度	143	67	31.9	210	0.6	1.7
令和2年度	146	83	36.2	229	0.6	1.7

※ 浄化槽汚泥の混入率はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は柳泉園組合し尿処理施設の施設規模(35kL/日)に対する比率を示します。

資料：柳泉園組合資料

（３）収集・運搬方法

本市で収集対象とするものは、し尿及び浄化槽汚泥になります。収集区域は市内全域で、公共下水道未接続世帯を対象に収集を行います。

収集・運搬方法は、し尿は委託業者が月に１回、浄化槽汚泥は許可業者が随時、収集箇所からバキューム車により直接収集し、柳泉園組合し尿処理施設へ搬入し、処理を行っています。

（４）処理方法

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正に処理され、下水道へ放流しています。なお、前処理工程から発生するし渣及び污水处理工程から発生する脱水汚泥は、同組合内の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）にて焼却処理され、焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合にてエコセメントの原料として再利用されています。

（５）生活排水処理の課題

公共下水道が約１００％普及しているため、未接続の世帯、浄化槽使用世帯や汲取りし尿世帯の公共下水道への接続を促進する必要があります。

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少し、それに伴いし尿処理施設での処理量も減少しますが、処理施設の規模は変わらないため、処理単価は上昇します。

第2節 生活排水処理量の推計

し尿及び浄化槽汚泥等の生活排水処理量の推計結果を表11に示します。

表11 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

単位：kL/年

年度	生活排水処理量			備考
	汲取し尿	単独処理浄化槽 汚泥	合計	
平成30年度	153.0	109.0	262.0	実績値
令和元年度	143.0	67.0	210.0	
令和2年度	146.0	83.0	229.0	
令和3年度	146.8	78.8	225.6	推計値
令和4年度	146.8	78.5	225.3	
令和5年度	147.2	78.4	225.6	
令和6年度	146.8	77.9	224.7	
令和7年度	145.3	77.6	222.9	
令和8年度	145.3	77.3	222.6	
令和9年度	144.2	77.5	221.7	
令和10年度	143.8	76.6	220.4	
令和11年度	143.8	76.3	220.1	
令和12年度	142.2	76.0	218.2	
令和13年度	142.6	76.2	218.8	
令和14年度	142.2	75.4	217.6	
令和15年度	140.7	75.4	216.1	
令和16年度	140.7	75.1	215.8	
令和17年度	141.1	75.0	216.1	
令和18年度	139.2	74.5	213.7	

第3節 生活排水処理計画

1 基本方針

本市では、全域で公共下水道が整備されているため、未だに汲取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯に対して公共下水道への接続を促進し、できる限り公共下水道で処理し、完全水洗化が今後推進されることを前提に、残存する汲取り世帯や浄化槽世帯から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、適正かつ衛生的なし尿処理事業を維持していくこととします。

2 計画目標

計画目標は、令和4年度を初年度とし、15年後の令和18年度を計画目標年度とします。

3 排出抑制計画

汲取りし尿世帯及び浄化槽世帯に対して公共下水道への接続を推進します。

また、汲取りし尿の便槽の密閉の点検及びバキューム車による収集時に砂を吸入しないように、収集業者の注意を促します。

浄化槽汚泥排出者については、適正な点検清掃を行うとともに、廃食用油や厨芥くずなどの浄化槽の処理に大きな負荷となるものを排水口等に流さないように指導を図ることで排出抑制に対応します。

4 収集・運搬計画

収集・運搬は引き続き委託業者や許可業者にて行います。収集件数は今後とも減少と見込まれるため、可能な限り効率的な収集システムの構築を検討します。

5 中間処理・最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は横ばいで推移する予測となっているため、中間処理については、引き続き柳泉園組合や西東京市、清瀬市と連携し、共同処理を継続することを基本と考えます。

処理に伴い排出されるし渣、汚泥についても引き続き柳泉園組合の柳泉園クリーンポートにて焼却処理後、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化を行うことを基本と考えます。

東久留米市 一般廃棄物処理基本計画
概要版

令和４年３月

発行／東久留米市

編集／東久留米市環境安全部ごみ対策課

住所／〒203-0042

東京都東久留米市八幡町二丁目１０番１０号

電話／０４２－４７３－２１１７

FAX／ ０４２－４７７－６７５５

E-mail／gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp